

## 村上市障害者活躍推進計画

機関名	村上市（市長部局）
任命権者	村上市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
村上市（市長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>村上市においては、村上市教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>平成30年において、過去に行った障害者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障害者の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、令和元年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、特例認定の承認を受けた結果、令和2年3月31日時点では法定雇用率を達成するに至った。</p> <p>平成27年度以降、本市においては、障害者枠を設け職員採用を実施しているが、今後も継続して募集・採用に努めるとともに、定着に向け、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
<b>目標</b>	
① 採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和2年3月31日時点の実雇用率：2.47%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録や人事評価結果を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	<p>障害者職業生活相談員の選任義務が発生したときは、速やかに選任し、選任された者（選任予定の者を含む。）全員が、新潟労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合には、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

		○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングが できているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
(1) 職務環境		○所属長による人事評価面談を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有 無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない 範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採 用		○特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的 に行う。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった 条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他		
		国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就 労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。